



島根県報

令和8年5月26日（火）

第722号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了	（ ” ）	3

【特定調達公告】

給与管理システム運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	4
総合人事システム運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	4
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

【公安規則】

島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分を取扱いに関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
--	-----------	---

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	8
雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（ ” ）	12
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（ ” ）	14

【正 誤】

令和7年5月30日付け島根県報号外第53号中	（財 政 課）	16
令和7年9月19日付け島根県報第653号中	（ ” ）	16

告 示

島根県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社SOYO KAZE	東京都港区南青山二丁目5番17号ポーラ青山ビルディング	訪問介護	出雲ケアセンターそよかぜ	出雲市今市町876-9	平成26年12月31日
株式会社キリーク ファーマシー	益田市横田町433-1	居宅療養管理指導 訪問看護	よいこ薬局	益田市横田町433-1	令和8年2月28日
株式会社集和	浜田市長沢町434番地3	地域密着型通所介護	デイサービス 浜乃屋	浜田市長沢町452番地1	令和8年3月31日
医療法人 永瀬脳 外科内科	益田市土井町2-27	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 第1号通所事業 通所介護 第1号通所事業	小規模多機能ホーム「まほろば」 小規模多機能ホーム まほろば デイサービス「まほろば」 デイサービス「すみよし」	益田市高津1丁目36番7号 益田市本町3番19号	令和8年3月31日

島根県告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市上府町イ2196-10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和8年5月1日から令和9年1月31日まで
- 3 作業地域
出雲市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和8年4月20日から同年6月1日まで
- 3 作業地域
雲南市大東町下久野地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年1月27日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
出雲市斐川町荘原地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
給与管理システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 Works Human Intelligence 代表取締役 安齋 富太郎
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
304,425,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
総合人事システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ハイエレコン 代表取締役社長 上田 康博 広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号
- 5 随意契約に係る契約金額
154,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年5月26日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借 1,256台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に

登録されている者であること。

- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 (内線 2241、2242)

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年6月4日(木)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和8年6月4日(木)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年6月4日(木)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年7月8日(水)午前9時から同月9日(木)午後4時まで(同月8日午後4時から同月9日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月9日(木)午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和8年7月9日(木)午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月10日(金)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Laptop Computer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 1,256 units

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 8, 2026 to 4 : 00 p.m. July 9, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 9, 2026

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. July 9, 2026)

(4) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. July 10, 2026

(5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分への取扱いに関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分の取扱いに関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

(島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分の取扱いに関する規則の一部改正)

第1条 島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分の取扱いに関する規則(平成10年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」を「、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)」に改める。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第2条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表質屋営業法施行規則の部の次に次のように加える。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)	第3条第1項	特定金属くず買受業の届出の受理
	第3条第2項	廃止又は変更届出の受理
	第4条	届出番号等の通知
	第11条	特定金属くず買受業者に対する指示
	第13条第1項	報告徴収及び立入検査

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第11号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により告示する。

令和8年5月26日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定	令和8年7月22日(水)から同月	9:00~17:00	松江市学園南一丁目2

する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	24日（金）まで及び同月27日（月）から同月30日（木）まで	（7月28日及び同月29日は18：00まで）	－1 島根県立産業交流会館 くにびきメッセ
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和8年7月22日（水）から同月24日（金）まで及び同月27日（月）から同月30日（木）まで	9：00～17：00 （7月27日は12：00まで、同月28日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和8年7月22日（水）から同月24日（金）まで及び同月28日（火）から同月30日（木）まで	9：00～17：00 （7月27日は12：00まで、同月28日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和8年7月22日（水）から同月24日（金）まで、同月27日（月）、同月29日（水）及び同月30日（木）	9：00～17：00 （7月27日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和8年7月27日（月）から同月30日（木）まで	9：00～17：00 （7月27日は13：00～17：00、同月28日及び同月29日は18：00まで）	松江市学園南一丁目2 －1 島根県立産業交流会館 くにびきメッセ
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和8年7月28日（火）から同月30日（木）まで	9：00～17：00 （7月28日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和8年7月28日（火）から同月30日（木）	9：00～17：00 （7月28日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	令和8年7月29日（水）及び同月30日（木）	9：00～17：00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号
20人程度
- (2) 新規取得講習2号
15人程度
- (3) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
各5人程度
- (4) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
各10人程度
- (5) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
各5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 電話による予約方法

(ア) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(イ) 予約専用電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習 (1号、2号、3号及び4号)	令和8年6月22日（月）から 同月26日（金）まで	9：00～11：30及び13：30～17：00
追加取得講習 (1号、2号、3号及び4号)		

イ 受講者の決定等

(イ) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(イ) アの(イ)の受付期日満了後の令和8年6月29日（月）、予約専用電話に電話をかけた者に対して受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(ウ) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(ウ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ウ) アの(ウ)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和8年6月30日（火）から同年7月6日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(4) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載

するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時40分頃に、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分頃に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和8年5月26日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和8年8月26日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年10月14日（水）午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和8年8月26日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年9月30日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。

人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和8年7月27日（月）から同月31日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和8年5月26日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和8年8月26日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年10月7日（水）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和8年8月26日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和8年9月24日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和8年7月27日（月）から同月31日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

令和 7 年 5 月 30 日 付 け 島 根 県 報 号 外 第 53 号 中 に 誤 り が あ っ た の で 、 次 の よ う に 修 正 す る 。

ページ 9	箇所 第11表中	誤				
		発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	500,000	0	0	500,000
		正				
		発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	500,000	0	2,970	497,030

令和 7 年 9 月 19 日 付 け 島 根 県 報 第 653 号 中 に 誤 り が あ っ た の で 、 次 の よ う に 修 正 す る 。

ページ 4	箇所 正誤中	誤				
		計	106,998,428	23,806,735	19,087,990	111,717,173
		うち減債基金満期一括勘定分を除く	62,532,311	14,634,591	13,426,974	63,739,928
		正				
		計	106,998,428	23,806,735	19,090,960	111,714,203
		うち減債基金満期一括勘定分を除く	62,532,311	14,634,591	13,429,944	63,736,958